

「ネクストウィル・タックスレビュー」では、毎月 1 回、法人税、所得税、相続税等の税務情報を配信させていただきます。特に税制改正等の注目度の高い税務については、なるべく早く取り上げていきたいと思っております。ご自分が税務でお悩みの方はもとより、日頃から税務でお悩みの方と接する機会の多い、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、社会保険労務士等の士業の先生方、不動産関連業界及び金融機関の方々などのクライアントサービスに役立つ情報の配信を心がけております。ぜひご活用ください。

ー 平成 25 年度税制改正大綱 のポイント ー

平成25年1月24日に「平成25年度税制改正大綱」が発表されました。大綱では「民間投資や雇用を喚起し持続的成長を可能とする成長戦略に基づく、政策税制措置をこれまでになく大胆に講ずる」としており、新たな投資促進税制等が創設されました。

一方、税制には、少子・高齢化が進展する中で、社会保障の安定財源を確保するとともに、格差の是正という課題への対応も求められており、大綱では所得税及び相続税について改定が加えられています。

税制の変更だけでなく、新たに創設された制度もありますので、今号では平成 25 年度税制改正の主なものを紹介したいと思います。

1. 法人課税

(1) 設備投資促進税制(創設)

国内事業用の生産等設備の年間総投資額が一定額を上回る場合、生産等設備のうち機械装置の取得価額に対して特別償却又は税額控除の適用ができる制度。

(2) 雇用労働促進税制(創設)

国内雇用者に対する給与等支給額が一定額を上回る場合、雇用者給与等支給増加額に対して税額控除が適用できる制度。

(3) 商業・サービス業及び農林水産業の中小企業等の設備投資促進税制(創設)

中小企業等が経営改善のために行う店舗改修等に伴い、固定資産の取得等を行った場合、設備投資額の取得価額に対して特別償却又は税額控除の適用ができる制度。

(4) 交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例の改正

定額控除限度額の現行 600 万円から 800 万円への引き上げ及び定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(現行 10%)の廃止。

(5) 雇用促進税制の拡充

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、税額控除限度額を増加雇用者数 1 人あたり

20 万円から 40 万円に引き上げ。

2. 個人所得課税

(1) 所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を設定(現行の最高税率 40%)。
(平成 27 年分以後の所得税から適用予定)

(2) 金融・証券税制

① 少額投資非課税制度(日本版 ISA)の拡充

非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、非課税口座開設期間を平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間に延長するとともに、非課税投資総額を現行の年最大 300 万円から年最大 500 万円に拡大。ただし、非課税期間については、現行スキーム(未施行)の 10 年間から 5 年間に短縮。

② 上場株式等の譲渡損失及び配当所得等の損益通算の特例の対象範囲の拡充

当該特例の対象に、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等を加え、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の損益通算を可能とする。

(3) 住宅税制

① 住宅ローン減税

- 住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除の適用期限の延長及び借入限度額・控除額等の適用内容の変更。現行の年最大 20 万円の控除額を 40 万円に拡大し、最大控除額も 200 万円から 400 万円に拡大。
- 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用期限の延長。現行の年最大 50 万円の控除額を 65 万円に拡大し、控除対象限度額も 500 万円から 650 万円に拡大。
- 特定の増改築などに係る住宅借入金などを有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用期限の延長

3. 資産課税

(1) 相続税・贈与税の見直し

① 相続税の基礎控除

	現行	改正案
定額控除	5,000 万円	3,000 万円
比例控除	1,000 万円に法定相続人数を乗じた金額	600 万円に法定相続人数を乗じた金額

② 相続税の税率控除

	現行	改正案	
1,000 万円以下の金額	10%	同左	
3,000 万円以下の金額	15%	同左	
5,000 万円以下の金額	20%	同左	
1 億円以下の金額	30%	同左	
3 億円以下の金額	40%	2 億円以下の金額	40%
—		3 億円以下の金額	45%
3 億円超の金額	50%	6 億円以下の金額	50%
—		6 億円超の金額	55%

※上記改正は平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用。

(2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を 330 ㎡までに拡充(現行 240 ㎡)

② 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用を拡充(それぞれの限度面積まで併用可)。

なお、貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については現行どおり調整を行うものとする。

③ 老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等における特例適用の条件の明確化。

(3) 未成年者控除及び障害者控除の引き上げ

① 未成年者控除

現行	改正案
20 歳までの 1 年につき 6 万円	20 歳までの 1 年につき 10 万円

② 障害者控除

現行	改正案
85 歳までの 1 年につき 6 万円 (特別障害者については 12 万円)	85 歳までの 1 年につき 10 万円 (特別障害者については 20 万円)

(4) 相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造の見直し

① 20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係る贈与税の税率構造

現行		改正案	
200 万円以下の金額	10%	同左	
300 万円以下の金額	15%	400 万円以下の金額	15%
400 万円以下の金額	20%	600 万円以下の金額	20%
600 万円以下の金額	30%	1,000 万円以下の金額	30%
1,000 万円以下の金額	40%	1,500 万円以下の金額	40%
—		3,000 万円以下の金額	45%
1,000 万円超の金額	50%	4,500 万円以下の金額	50%
—		4,500 万円超の金額	55%

② 上記①以外の贈与財産に係る贈与税の税率構造

現行		改正案	
200 万円以下の金額	10%	同左	
300 万円以下の金額	15%	同左	
400 万円以下の金額	20%	同左	
600 万円以下の金額	30%	同左	
1,000 万円以下の金額	40%	同左	
—		1,500 万円以下の金額	45%
1,000 万円超の金額	50%	3,000 万円以下の金額	50%
—		3,000 万円超の金額	55%

(5) 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

- ① 受贈者の範囲に、20 歳以上である孫を追加(現行 推定相続人のみ)
- ② 贈与者の年齢要件を 60 歳以上に引き下げ(現行 65 歳以上)

(6) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者(30 歳未満の者に限る)の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出した場合において、受贈者 1 人につき 1,500 万円までの教育資金については贈与税を課さない制度。

ネクストウィル・タックスレビュー Vol.28

発行日:平成 25 年 2 月 10 日(毎月 10 日発行)

発行者:ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

住所:107-0052 東京都港区赤坂 7 丁目 9 番 4 号赤坂 Vetro 3 階 電話:03-3568-1977 / FAX:03-3568-1979



今回取り上げた税制改正大綱の詳細な解説は、次回以降に掲載していく予定です。

上記の内容に係らず、会計・税務に関する疑問点、不明点等がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

【参考文献】

- 平成 25 年度税制改正大綱

【連絡先】

ネクストウィル・コンサルティング株式会社/西田公認会計士事務所

電話:03-3568-1977 FAX:03-3568-1979 E-mail: info@nextwill.co.jp

担当者: パートナー 西田 誠 / シニア・コンサルタント 武山 洋介

【事業概要】

■ 法人アドバイザー事業

法人税務顧問サービス、社外 CFO サービス、記帳代行/事務代行サービス

■ 個人アドバイザー事業

所得税・相続税・贈与税等の税務申告サービス、相続・事業承継対策サービス

■ 財務アドバイザー事業

M&A アドバイザー業務、財務デューデリジェンス業務

企業価値評価業務、事業再生支援業務